

国民健康保険税は
納期内に
納めましょう



令和2年5月25日 第156号
一発行一
五所川原市
民生部国保年金課
〒037-8686
五所川原市字布屋町41番地1
TEL.35-2111(番代) 内線2348~2352

国保税の納付が困難な方は、
収納課に相談を！
収納課 35-2111
(内線 2275~2278)

リストラにあった方(非自発的失業者)の国民健康保険税等が軽減されます!!

会社の倒産や会社都合による退職など、非自発的理由で失業し、雇用保険の特定受給資格者（倒産、解雇などの事業主都合により離職した人）及び特定理由離職者（雇用期間満了などにより離職した人）となった国民健康保険加入者の場合、平成27年度以降の国民健康保険税等の負担が軽減されます。

軽減を受けるには申請が必要となりますので、忘れずに申請してください。

対象者は？

給与の支払いを受けていたが、平成26年3月31日以降、一定の理由により離職し、雇用保険の「特定受給資格者」及び「特定理由離職者」となった65歳未満（離職時点）の国民健康保険加入者

★雇用保険受給資格者証の第1面「12. 離職理由」欄に記載されている離職理由コードが下記の場合に限り対象となります。

- | | |
|----------------------------------|-------------------------------------|
| ①「特定受給資格者」に対応する離職理由コード | ②「特定理由離職者」に対応する離職理由コード |
| 11…解雇 | 23…期間満了（雇用期間3年未満更新明示なし） |
| 12…天災等の理由により事業の継続が不可能となったことによる解雇 | 33…正当な理由のある自己都合退職 |
| 21…雇止め（雇用期間3年以上雇止め通知あり） | 34…正当な理由のある自己都合退職
(被保険者期間12ヶ月未満) |
| 22…雇止め（雇用期間3年未満更新明示あり） | |
| 31…事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職 | |
| 32…事業所移転に伴う正当な理由のある自己都合退職 | |

雇用保険受給資格者証の見本

雇用保険受給資格者証 (第1面)	
1. 支給番号	2. 氏名
3. 被保険者番号	4. 性別 5. 離職時年齢 6. 生年月日 7. 求職番号
8. 住所又は居所	
9. 支払方法(金融機関コード・記号(口座)番号)	
10. 資格取得年月日	11. 離職年月日 12. 離職理由
13. 60歳到達時賃金日額	14. 離職時賃金日額
15. 求職申込年月日	16. 認定日 17. 受給期間満了年月日
18. 基本手当日額	19. 所定給付日数
20. 特殊表示(災害時、一括、巡相、市町村)	

平成26年3月31日(260331)以降の日付が該当

この欄の離職理由コードにより判定します

軽減の対象とならない場合は？

- 離職年月日の翌日の年齢が65歳以上である方
- 雇用保険に加入していない場合や雇用保険の手続きを行っていない方
- 「特例受給資格者証」をお持ちの方
(特例受給資格者証：季節的に雇用される又は短期の雇用に就くことを常態とする短期雇用特例被保険者の方に交付される証)
(判別方法) 雇用保険受給資格者証の右上に「特」
- 「高齢受給資格者証」をお持ちの方
(高齢受給資格者証：65歳到達日以後に離職された方に交付される証)
(判別方法) 雇用保険受給資格者証の右上に「高」

国民健康保険税の軽減は？

国民健康保険税の所得割の算定基礎となる課税所得のうち、離職者の給与所得のみを100分の30とみなして国民健康保険税を算定します。

また、軽減判定基準日の4月1日に国民健康保険に加入している世帯は、法定軽減(7割、5割、2割)判定の際、離職者の給与所得のみを100分の30とみなして軽減判定します。

高額療養費・高額介護合算療養費の自己負担限度額の所得区分判定の軽減は？

「上位所得」、「一般」の世帯種別に区分される高額療養費等の自己負担限度額の所得区分についても、離職者の給与所得のみを100分の30とみなして所得判定を行うことにより、所得区分が変更され軽減される場合もあります。

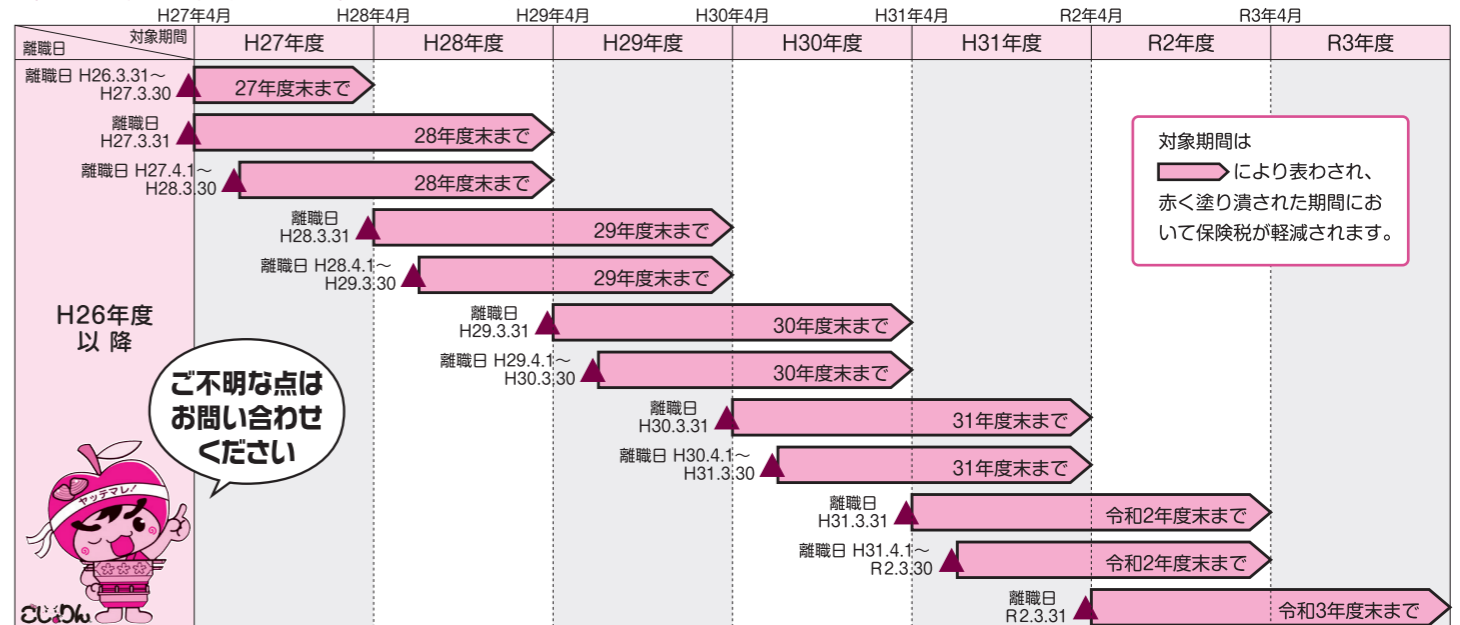
国民健康保険税の軽減期間は？

離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで。
※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。
※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険の資格を喪失すると終了します。

① 申請に必要なもの ①

- 国民健康保険被保険者証
- 雇用保険受給資格者証(紛失・滅失した場合は、ハローワークで再交付してもらう必要があります。)
- 印かん
- マイナンバーがわかるもの

◆国民健康保険税の軽減対象期間



問い合わせ ●国保年金課 国民健康保険係 35-2111 (内線2348~2352) ●金木総合支所 総合窓口係 国民健康保険担当 35-2111 (内線3110) ●市浦総合支所 総合窓口係 国民健康保険担当 35-2111 (内線4066)

令和2年度国民健康保険税について(お知らせ)

国民健康保険税は、医療費や出産育児一時金、葬祭費、高額療養費などの支払に充てられ、国民健康保険事業における重要な財源になっています。国保税を納めることは、健康な毎日を支えるための投資です。国保税の納付について理解し、きちんと納期限内に納めるよう心がけましょう。



国民健康保険税の税率等について

令和2年度の税率

課税区分	(イ) 医療分	(ロ) 介護分	(ハ) 支援分
①所得割額⇒課税標準額×税率	7.27%	2.02%	2.21%
②資産割額⇒固定資産税額×税率	37.76%	12.63%	12.25%
③均等割額⇒加入者1人あたりの金額	25,210円	9,400円	7,400円
④平等割額⇒1世帯あたりの金額	21,500円	5,500円	6,400円
課税限度額	630,000円	170,000円	190,000円

※課税標準額(国保加入者ごとに計算) = 前年の総所得金額等 - 基礎控除額(330,000円)

※固定資産税額は、当該年度の土地及び家屋に係る部分の額となります。

※課税限度額 世帯あたり1年間に課税できる限度額のこと、合計で**99万円**が国民健康保険税の最高額となります。

★リストラにあった方(非自発的失業者)の給与所得については、給与所得控除後の金額に30/100を乗じて得た金額から33万円を差し引いた額が課税標準額となります。(軽減を受けるためには申請が必要です。詳しくは表面をご確認ください。)

国民健康保険税の計算について

国民健康保険税は、①所得割 ②資産割 ③均等割 ④平等割 の4つの合計額で算出されます。納税義務者は世帯主となります。なお、世帯主が国保加入者でない場合でも、世帯に加入者がいれば、納税義務者は世帯主(擬制世帯主)になります。

$$\begin{matrix} \text{(イ) 医療分} \\ \text{(①+②+③+④)} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{(ロ) 介護分} \\ \text{(①+②+③+④)} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{(ハ) 支援分} \\ \text{(①+②+③+④)} \end{matrix} = \text{国民健康保険税} \\ \text{年 税 額}$$

- (イ) 医療分 …… 国保加入者の医療費に関する分(国保加入者全員に課税)
- (ロ) 介護分 …… 介護保険料に関する分(40才から64才までの国保加入者に課税)
- (ハ) 支援分 …… 後期高齢者医療に関する支援分(国保加入者全員に課税)



【月割課税制度について】

- 国民健康保険税は、その年の4月1日から、翌年3月31日までの期間について課税されます。(年度中に世帯員に異動等があった場合は、月割により再算定し課税されます。)
- 「転出」、「社会保険等に加入」等により、国民健康保険の資格を喪失した場合は、「月割による減額」となります。
- 「転入」、「社会保険等を離脱」等により、国民健康保険の資格を取得した場合は、「月割による増額」となります。
- 転入された方の所得の状況について、「前住所地」へ所得照会をするため、最初は「所得割額が反映されていない納税通知書」が送付されますが、所得が判明した次の月以降に「更正された納税通知書」が送付されます。

国民健康保険税の特別徴収(年金天引)について

対象となる方

- ① 国保被保険者全員が65歳以上74歳までの世帯の世帯主
- ② 公的年金額が年間18万円以上の世帯主
- ③ 国民健康保険税と介護保険料の合算額が年間年金受給額の1/2を超えない世帯主

対象とならない方

- ① 年度の途中で世帯主が75歳になる場合
- ② 世帯主が変更となった場合
- ③ 世帯へ新たに65歳未満の方が国保加入した場合
- ④ 社会保険等への加入又は生活保護開始などにより、国保資格を喪失した場合
- ⑤ 年度の途中で国民健康保険税額が減額となった場合
- ⑥ 国民健康保険税の納付方法を年金天引から口座振替に変更する申出書を税務課へ提出した場合

★特別徴収の方法について

◆既に特別徴収されている方

月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
特別徴収額	前年度の2月と同額(仮徴収分)			年税額から、仮徴収した額を差し引き三等分した額(本徴収分)		

◆今年度新たに特別徴収となる方「国民健康保険税特別徴収通知書」にてお知らせしています。
※納税通知書による納付はできませんので、あらかじめご了承ください。

低所得者に対する軽減措置について

世帯主とその世帯の国保加入者の合計所得が、一定基準以下であれば国民健康保険税(医療分・介護分・支援分)の「均等割額・平等割額」が軽減されます。なお、この軽減を受けるために国保被保険者からの申請は不要です。ただし、未申告者など所得が不明な世帯は軽減が受けられませんので、所得がない方についても、その旨必ず申告してください。

軽減割合	判定基準
7割	世帯の総所得が330,000円以下
5割	世帯の総所得が285,000円×(被保険者数)+330,000円以下 例 1人世帯→615,000円以下 2人世帯→900,000円以下 3人世帯→1,185,000円以下 4人世帯→1,470,000円以下
2割	世帯の総所得が520,000円×(被保険者数)+330,000円以下 例 1人世帯→850,000円以下 2人世帯→1,370,000円以下 3人世帯→1,890,000円以下 4人世帯→2,410,000円以下

- ※国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方の総所得金額等及び人数も含めて判定されます。
- ※満65歳以上の年金収入のある方については、所得金額から特別控除(15万円)を差し引いた額で判定されます。
- ※国保に加入していない世帯主(擬制世帯主)の場合、世帯主の所得と国保加入者の合計所得で判定されます。
- ※譲渡所得は「特別控除前」で軽減判定されますが、保険税は「特別控除後」で算定します。
- ※事業主は「専従者給与控除前」の所得で軽減判定されますが、保険税は「専従者給与控除後」で算定します。

社会保険等で扶養されていた方の国民健康保険税の減免について

現在、社会保険等(国保組合は含まない)に加入していて、75歳の誕生日を迎えた方(一定の障害のある方は65歳以上)は、「後期高齢者医療制度」に移行します。それとともない社会保険等の被扶養者であった方が国民健康保険に加入する場合には、新たに国民健康保険税を負担することになるため、その扶養されていた方(国民健康保険の資格を得た日に65歳以上の方)について下記のとおり減免を受けることができます。

なお、この減免を受けるためには申請が必要となりますので、印かんをご持参のうえ税務課、各総合支所総合窓口係(税務担当)まで申請してください。

- ① 所得割額、資産割額については、所得や資産にかかわらず当分の間賦課しない。(軽減判定をするときは、扶養されていた方の所得も含めて判定する。)
- ② 国民健康保険の資格取得日の属する月以後2年間、均等割額を半額にする。(7割・5割軽減に該当する場合を除く。)
- ③ 社会保険等の被扶養者になっていた方だけの世帯は、国民健康保険の資格取得日の属する月以後2年間、平等割額を半額にする。(7割・5割軽減に該当する場合を除く。)

※平成30年4月30日までに国民健康保険の資格を取得された方は、令和2年度以降は上記①の減免のみ適用されます。

問い合わせ：財政部 税務課 市民税係 電話35-2111 内線 2258・2259